

指定障害福祉サービス



(有)訪問介護 こくら

○障害福祉サービス・契約書○

様（以下「利用者」といいます。）と（有）訪問介護こくら（以下「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護、同行援護及び行動援護について、次のとおり契約します。

第 1 条（契約の目的）

- 事業者は、利用者に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の主旨に従って利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう居宅介護を提供し、利用者は事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

第 2 条（契約の期間）

- この契約の契約期間は 年 月 日から介護給付費支給期間満了日までとします。
- 契約満了の 2 日前までに利用者から事業者に対して契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第 3 条（居宅介護計画）

- 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅介護計画」を作成します。
事業者はこの「居宅介護計画書」の内容を利用者及びその家族に説明します。

第 4 条（居宅介護の内容）

- 利用者が提供を受ける居宅介護の内容は「居宅介護サービスご利用確認書」に定められたとおりです。事業者は定められた内容について、利用者及び家族の説明し了承をいただきます。
- 事業者は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、居宅介護計画に沿って「重要事項説明書」に定められた内容の居宅介護を提供します。
- サービス従業者は、介護福祉士または、居宅介護員養成研修 1～2 級課程程度を修了した者です。
- 居宅介護計画が利用者との合意をもって、更新され事業者が提供するサービスの内容又は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令適用の範囲が変更となる場合は、利用者の了承を得て居宅介護の内容とします。

第 5 条（サービス提供の記録）

1. 事業者は、毎回のサービス終了時にサービス提供の記録を残し、確認印もしくは、口頭での了承とします。
2. 事業者は、居宅介護の利用状況、実施内容などのサービス提供記録を作成し、必要に応じてご家族に連絡をとっていきます。
3. 事業者は、居宅介護の提供に関するサービス記録を作成し、契約終了後5年間は保管します。

第 6 条（料金）

1. 利用者は、サービスの対価として「居宅介護サービスご利用確認書」に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
2. 事業者は、当月の料金の請求書に明細を付して、翌月20日までに利用者に送付します。
3. 利用者は、等月料金の合計額を翌月25日までに指定口座引き落としの方法で支払います。
4. 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対して領収証を発行します。
5. 利用者は、居宅においてサービス従業者がサービス実施のために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

第 7 条（サービスの中止）

1. 利用者は、事業者に対して、サービス提供日の24時間前までに通知することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
2. 利用者がサービス実施日の24時間前までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は利用者に対して「重要事項説明書」に定める計算方法により料金を請求することができます。この場合の料金は第6条に定める他の料金の支払いと合わせて請求します。

第 8 条（料金の変更）

1. 事業者は、利用者に対して1ヶ月前までに文書で通知することにより、利用単価毎の料金の変更（増額又は減額）を申し入れることができます。
2. 利用者が料金の変更を承認する場合、新たな料金に基づく「居宅介護サービスご利用確認書」を作成し、お互いに取り交わします。
3. 利用者は、料金の変更を承認しない場合、事業者に対し文書で通知することによりこの契約を解約することができます。

第9条（契約の終了）

1. 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間をおいて文書等で通知をすることにより、この契約を解約することができます。但し、利用者の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間の通知でもこの契約を解除することができます。
2. 事業者はやむを得ない事情がある場合は、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
3. 次の事由に該当した場合は、利用者からの申し出ることにより、直ちにこの契約を解除することができます。
 - ①事業者が正当な理由なくサービス提供しなかった場合。
 - ②事業者が守秘義務に反した場合。
 - ③事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
 - ④事業者が破産した場合。
4. 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ①利用者のサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず20日以内に支払われない場合。
 - ②利用者又はその家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続し、難いほどの背信行為を行った場合。
 - ③利用者の行動が従業員の生命、身体、健康及び財産に重大な影響を及ぼし、またはその恐れがあり、本契約を継続しがたい重大な事由がある場合。
 - ・身体的暴力
身体的な力を使って危害を及ぼす行為。
例：コップを投げつける/蹴られる/唾を吐く
 - ・精神的暴力
個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめる行為。
例：大声を発する/怒鳴る/特定の職員にいやがらせをする/「この程度
できて当然」と理不尽なサービスを要求する
 - ・セクシャルハラスメント（以下「セクハラ」という）
意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為。
例：必要もなく手や腕を触る/抱きしめる/入浴介助中に、あからさまに性的な
話をする
5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ①利用者が障害者支援施設に入所もしくは入院した場合。
 - ②利用者の居宅支援費決定障害者区分が、非該当（自立）と認定された場合。
 - ③利用者が死亡した場合。

第10条（秘密保持）

1. 事業者及びその従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は終了後も同様です。
2. 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

第11条（損害賠償）

1. 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第12条（緊急時・事故発生時の対応）

1. 事業者は、現に居宅介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合のその他必要な場合は、速やかに主治医及び、その家族に連絡をとる等必要な措置を講じます。

第13条（身分証携行業務）

1. サービス従業者は、常に身分証を携行し、利用者及びその家族から提供を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第14条（連携）

1. 事業者は、指定居宅介護の提供にあたり、各市町村、他の障害者福祉サービス事業者等、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連帯に努めます。

第15条（相談・苦情対応）

1. 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を措置し、居宅介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。
なお、苦情の申し立てによって利用者が不利益な対応を受けることは一切ありません。

- サービス相談窓口及び苦情受付窓口
- 受付時間 午前9：00～午後6：00
- 電話番号 098-831-6982

第16条（本契約に定められない事項）

1. 利用者及び事業者は、誠心誠意をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、障害者総合支援法その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

第17条（裁判管轄）

1. この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

第18条（受動喫煙・残留受動喫煙対策・体調管理対策）

1. 事業者は従業員の健康を守るため、令和2年4月より施行された改正健康増進法にある「受動喫煙対策」として「望まない受動喫煙の防止」に基づき、サービス提供中は屋内及び車内、屋外においても禁煙とさせていただきます。タバコには電子タバコも含まれます。
なお、屋内等にニオイが残っていた場合「残留受動喫煙」となりますので、換気のため窓を開けさせて頂きます。
2. 従業員が体調を崩す恐れがある場合。屋内及び車内のクーラー、暖房等の使用及び換気等させて頂きます。（例：熱中症、感染症等）

第19条（介護職員のサービス教育の為の同行）

1. 事業者は利用者のサービスを円滑に行うため、新たに従業員を入れる際や必要が生じた場合は介護職員と共に同行訪問を行います。
同行期間は介護職員がサービスを円滑に行える様になるまでとさせて頂きます。
なお、教育の為 同行させた介護職員の外出の際の飲食代及び交通費等は会社が負担いたします。

第20条（トラブル回避対策）

1. 事業者は利用者と従業員のサービス間のトラブルを回避するため契約に含まれないサービスを行わないものとします。
 - 利用者の分以外の調理、清掃等（例：同居家族に対するサービス）
 - 冠婚葬祭等の日常以外の調理、日常作らない手の込んだ調理
 - 大掃除等の通常行わない清掃（換気扇、窓ふき等高所の掃除、屋外の清掃など）
 - 植物への水やり、ペットの世話等
 - 利用者の金銭の管理
2. 利用者との金銭トラブルが発生する恐れがあるため
買い物を行った際は、お店との金銭のやり取りを利用者に行って頂きます。
(やむを得ない場合でも金銭の確認は利用者に行って頂きます。)

障害者福祉サービスご利用確認書

年　月　日

ご利用者 : _____ 様

適　用	令和　年　月　日サービス実施分	<サービス事業所>
区　分	新規　継続　変更　その他	訪問介護こくら
契約期間	令和　年　月　日～　年　月　日	

曜　日	時間帯	内容
月		
火		
水		
木		
金		
土		
日		
週単位以外のサービス及び備考		

ご利用者予定回数（1ヶ月あたり）			
	身　体　介　護	家事援助	行　動　援　護
通常	回	回	回
早	回	回	回
夜	回	回	回
深	回	回	回

	通院介助（伴う）	通院介助（伴わず）	同　行　援　護
通常	回	回	回
早	回	回	回
夜	回	回	回
深	回	回	回

お見積もり（1ヶ月あたり）		
①	障害者福祉	円
②	全額自己負担分	円
③	交通費（その他）	円
①+②+③	利用者負担金合計	円

年　月　日

障害福祉サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき契約書の説明を行いました。

事業者住所 那覇市古波蔵4丁目13番地12号

事業者名 訪問介護 こくら

代表者 新垣 良枝 印

T E L (098) 831-6982

説明者職名	サービス提供責任者
氏名	印 金城 和希

私は、本書面に基づいて事業者から契約書の説明を受け、障害福祉サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

利用者氏名 印

個人情報に関する同意書

私は、障害福祉サービス計画を作成するために必要な個人情報を、医療上必要がある、サービス担当者会議や障害福祉サービス事業者又は、障害者支援施設の関係者に資料として提出することに同意します。

利用者氏名

印

代理人 住 所

氏 名

印